

# 平成27年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名： 少子政策課  
 担当名： 施設運営担当  
 内線： 3334

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B62	地域型保育給付費負担金			一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	地域型保育給付費負担金	
事業期間	平成27年度～	根拠法令	子ども・子育て支援法第67条			戦略項目	01	子育ての安心	
					分野施策	010101	子育て支援の充実		
<p>1 事業の概要</p> <p>保護者の労働又は疾病等の理由により、保育の必要性の認定を受けた児童を市町村が認可した、小規模保育事業や家庭的保育事業等に入所させ、児童の健全な育成を図る。</p> <p>(1) 家庭的保育事業 19,871千円                      (2) 小規模保育事業 748,804千円                      (3) 事業所内保育事業 2,005千円                      (4) 居宅訪問事業 414千円</p>				<p>5 事業説明</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>ア 家庭的保育事業                      児童福祉法第24条及び子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき市町村が保育の必要性の認定を受けた児童が家庭的保育事業所に入所した場合、子ども・子育て支援法第67条の規定により所要の経費の1/4を義務負担する。</p> <p>イ 小規模保育事業                      児童福祉法第24条及び子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき市町村が保育の必要性の認定を受けた児童が小規模保育事業所に入所した場合、子ども・子育て支援法第67条の規定により所要の経費の1/4を義務負担する。</p> <p>ウ 事業所内保育事業                      児童福祉法第24条及び子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき市町村が保育の必要性の認定を受けた児童が事業所内保育所に入所した場合、子ども・子育て支援法第67条の規定により所要の経費の1/4を義務負担する。</p> <p>エ 居宅訪問事業                      児童福祉法第24条及び子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき市町村が保育の必要性の認定を受けた児童が居宅訪問事業を利用した場合、子ども・子育て支援法第67条の規定により所要の経費の1/4を義務負担する。</p> <p>(2) 補正理由                      当初の見込みよりも家庭保育室などの認可外保育施設の小規模保育事業等への移行が進んだため。保育士処遇改善のため、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定を受けて4月に遡って公定価格を改定(1.9%)する影響を受けて県費所要額を増額するため。</p>					
<p>2 事業主体及び負担区分</p> <p>事業主体：市町村                      負担区分：国1/2(県1/4)市町村1/4</p>									
<p>3 地方財政措置の状況</p>									
<p>4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員</p> <p>9,500千円×2.0人=19,000千円</p>									
				財 源 内 訳					
予算額								一般財源	補正後の 予算額
決定額	726,514							726,514	1,248,895
現計額	522,381							522,381	